



目 次

TABLE OF CONTENTS

ご挨拶	•••	1
祝辞	• • •	2
祝!70周年 近畿はひとつ!	• • •	5
70周年によせて	• • • •	7
70周年への想い	• • • •	8
これまでの取り組みとこれから	• • • •	9
正会員(団体)一覧	•••	13
70年のあゆみ	• • •	23
課程認定校	• • •	25
協会表彰 受賞者・団体	• • •	27
写真でふりかえる	• • •	29
定款	• • •	36
あとがき	• • •	40



Kyoto Recreation Association of Japan

ご挨拶

特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会 会 長 草 川 健 治



京都府レクリエーション協会は、昭和26年に発足以来、多くのレクリエーション愛好者とともに活動の輪を広げ、このたび創立70周年を迎えることができました。長きにわたりお支えいただきました関係者の皆様には、心より感謝申し上げます。

レクリエーション運動は、戦後の混沌とした社会や世相の中で、人々の荒廃した心に豊かさを求めることから始まりました。その後、高度経済成長とともに職場でのレクリエーションへと広がりを見せ、やがて地域の人々と活動をともにすることで、大きく発展してきました。

戦後に産声を上げた日本のレクリエーション運動は、その時代に応じた意義や使命を持ち、レクリエーション運動に携わる人々の地道な努力や貢献によって、現在につながっているのです。

私たちは今、予期せぬ大災害やパンデミックを経験し、厳しい社会状況の中で様々な課題を抱えています。少子高齢化や子どもの体力低下、地域コミュニティの衰退といった慢性的な課題に加え、近年はストレスや運動不足、人間関係の希薄化等によって心身への健康被害も深刻化しています。

そんな中にあって、レクリエーションの持つ意義と私たちの使命に、 今一度思いをいたし様々な社会課題の解決に寄与し、府民一人ひとりの 心の元気づくり、健康づくり、生きがいづくりを支援してまいります。 また、本協会会員の一人ひとりが、レクリエーション支援者としての誇 りを持ち、府民の幸せを願いながら、レクリエーション活動を継続でき るよう努力していく所存です。

結びに、令和4年には法人格を取得し、特定非営利活動法人として新たな歩みをスタートすることとなりました。ご指導、ご支援いただいております関係者の皆様には、変わらぬお力添えをいただき、ともに発展してまいりますことを念願するものです。これまでの多年にわたるご支援、ご厚意に深く感謝申し上げ、挨拶といたします。



祝辞

公益財団法人日本レクリエーション協会 理事長 樋 口 修 資



このたび、京都府レクリエーション協会が創立70周年をお迎えになりま したことを、心からお祝い申し上げます。

貴協会が設立されたのは、昭和26年4月と聞いております。日本レクリエーション協会は、昭和22年10月26日に日本レクリエーション協議会として設立されましたので、貴協会はレクリエーション運動が始まった初期に設立され、以降、私どもの良きパートナーとして、他の都道府県のリーダーとして、長い歴史を積み上げてこられました。

その長い歴史の中では、職域でのレクリエーションの普及から始まり、 生涯スポーツや福祉レクリエーションの推進、指導者の養成、地域協会の 育成など、様々な事業に取り組まれてきました。また、平成2年の全国レ クリエーション大会においては、三笠宮殿下から寛仁親王殿下への日本レ クリエーション協会総裁の交代式が行われ、貴協会は歴史的な大会を開催 されました。

この間、時代の要請を受けながら、我が国のレクリエーション運動の普及発展のために尽くしてこられた歴代の役員ならびに諸先輩のご努力に対し、深甚なる敬意を表するものであります。

この3年間、新型コロナウイルスの影響により、多くのスポーツ・レクリエーションの大会や活動が自粛や中止を余儀なくされてきました。この失われてしまった人々の交流や健康づくりの機会を再び創っていくことは私たちレクリエーション協会に付与された新しい使命と捉えております。

また、昨年の全国レクリエーション大会においては、彬子女王殿下より、 三笠宮殿下が当時、すべての人達と手を取り合って、楽しさや喜びを共有 できるものをつくり、穏やかで戦争のない国を作りたいという思いをもっ てレクリエーションに関わられたというお言葉を賜りました。

新型コロナウィルスの流行や、ロシアのウクライナ侵攻など、世界的に不安のある今、私たちの使命とレクリエーションの意義に今一度思いをいたし、人々の心を元気にし、交流や健康づくりへの前向きな気持ちを引き出すレクリエーションを推進する所存です。そのためには、貴協会の全面的な支援を得て、近畿ブロックの公認指導者と地域協会をしっかりと育成しながら推進したいと考えておりますので、今後とも変わらぬご協力をお願いいたします。

最後に、創立70周年を機に、貴協会のますますのご発展と、関係者のご 健勝を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶といたします。





祝辞

京都府知事 西 脇 隆 俊



特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会が、創立70周年という記念すべき節目の年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。また、これまでの長年にわたる活動に対しまして、草川会長はじめ歴代の役職員ならびに関係の皆様に深く敬意を表します。

貴協会におかれましては、現協会の前身である京都府職域レクリエーション協会を昭和26年に創設されて以来、70年の長きにわたり、レクリエーション活動の普及・振興や指導者の育成など、様々な取組を推進いただいているところです。

近年では、スポーツ・レクリエーション大会の開催等を通じて、府内の子どもたちがレクリエーションを体験し、スポーツを満喫できる場を提供いただいているほか、府内の各地域において、こま凧作りや凧揚げといった、日本の伝統的な遊びを体験する取り組みを継続的に開催いただくなど、レクリエーションを活用した様々な取り組みを通して、府民のスポーツや文化の振興、健康づくり、青少年の育成などに多大なご貢献をいただいているところです。

今後も、子どもたちが心豊かに育ち、老若男女を問わず、府民それぞれがライフステージに応じて豊かで活力に満ちた生活を過ごせるよう、レクリエーション活動の普及・振興に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

京都府におきましては、スポーツを楽しめる環境の充実を図り、府民誰もが気軽にスポーツに触れ、楽しみながら健康に暮らせる社会の実現を目指しているところです。また、障害のある人がそれぞれの能力に応じてスポーツで活躍できる機会や、身近な地域で障害のある人もない人も共に活動・交流できる場の創出にも取り組み「あたたかい京都づくり」を目指してまいりますので、引き続きご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

結びにあたり、この度の創立70周年を契機として、貴協会がますます発展されるとともに、レクリエーション活動が一層普及・振興することを祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。



祝辞

京都府教育委員会 教育長 前 川 明 憲



この度、特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会が、創立70周年を迎えられましたことに、心からお祝い申し上げます。

貴協会におかれましては、昭和26年に協会の前身である京都府職域レクリエーション協会を発足され、同38年に京都府レクリエーション協会に改称、また令和4年に特定非営利活動法人として新たにスタートされました。

平成2年には「第44回全国レクリエーション京都大会」、平成5年には「第6回全国健康福祉祭・ねんりんピック京都大会」といった全国規模の大会を成功に導かれ、貴協会の企画・運営に係る組織力の高さを示されました。また、レクリエーション指導者養成にも尽力され、多くの指導者が活躍されるとともに、レクリエーションを気軽に楽しめる場として、平成16年から「レクリエーション大会in京都」を、平成26年からは「レクリエーションフェスタ」を毎年開催される等、指導者の養成や府民のレクリエーション振興を通して、本府の生涯スポーツの実現に大きく寄与してこられました。これらの成果は、貴協会の皆様の情熱とたゆまぬ努力によってなされたものであり、心から敬意を表します。

さて、スポーツ庁は第3期スポーツ基本計画を策定し、スポーツの価値を高めるための新たな視点を示しました。その中には、『スポーツをつくる・はぐくむ』、『スポーツであつまり、ともに、つながる』、『スポーツに誰もがアクセスできる』ことが挙げられています。京都府教育委員会においても、京都府スポーツ推進計画に基づき、府民の様々なライフステージやライフスタイルに応じたスポーツ活動の充実に努めていますが、様々な世代やニーズに応じた活動を通して、関わる人々が笑顔になるレクリエーションの重要性は高まる一方であり、貴協会に登録されている600名を超える指導者の皆様にも大きな期待が寄せられているところです。

今後も本府のスポーツの振興、また府民の健康増進に向け、一層のご協力をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

70周年を記念して発行されるこの記念誌を通じまして、多くの方々がこれまでの貴協会の功績を再認識され、府民の豊かなスポーツ活動を実現するため、貴協会が一層の発展を遂げられるよう期待いたしますとともに、会員の皆様の更なるご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



創立70周年、おめでとうございます。滋賀県レクリエーション協会は、レクリエーション・インストラクター養成講習会をはじめ、様々な面でお世話になりました。ありがとうございます。

これからも京都府民の皆さんの「楽しさをとおした心の元気づくり」に取り組んでいってください。次の10年、その先の100周年に向けて、近畿はひとつ、共にがんばりましょう!

滋賀県レクリエーション協会







創立70周年という記念すべき年を迎えられ、近畿 ブロックの活動を共に進めてきた仲間としてお祝い申 し上げます。

近畿ブロックとして共に歩んできた年月も長く、これまでの交流がそれぞれの県での活動に深くつながっていることも多々ありました。今後も近畿というつながりを大切に、社会の多様化したニーズに応えるレクリエーション活動を展開し、より発展されることを心より願います。

特定非営利活動法人奈良県レクリエーション協会

創立70周年を心よりお祝い申し上げます。

貴協会は、職場レクの草分け的存在として全国に先駆け取り組んでこられ、その後も地域レクや福祉レク、そして学校レクと幅広い分野に輝かしい成果を上げてこられました。

京都府レクリエーション協会と近畿ブロック の各県レク協会がさらに連携を深め、ともに手 を取りあい、お互いに支えあい、情報交換や交 流を深めながら、レクリエーション活動のさら なる進展に向けてまい進すべくご支援をお願い いたします。

公益財団法人大阪府レクリエーション協会





今日まで幾多の苦境を乗り越えられ、めでたく創立 70周年をお迎えになられましたこと、誠におめでとう ございます。

昨年は、貴レク協会はじめ、近畿各府県レク協会が一つになり、ご支援、ご協力をいただきましたお陰で、第76回全国レクリエーション大会2022ひょうごが、コロナ禍の開催にもかかわらず、成功裏に終えることができましたことを、心から御礼申し上げます。

兎年を迎えました今年、貴レク協会のレク活動が70 周年を機にさらなる飛躍をなされますよう祈念いたして おります。

特定非営利活動法人兵庫県レクリエーション協会







70周年おめでとうございます。70年といえば古希(古来稀なり)で長寿の祝賀です。

近畿は古代では畿内と呼称され、都です。大阪は難波宮、奈良は平城京、滋賀は近江大津京、京都は平安京、兵庫は福原京です。貴族の遊び(当時のレクリエーション)は詩歌管弦でした。詩歌(和歌)の由来は「和歌の浦」と呼称される和歌山です。また、貴族の健康祈願に熊野詣でがあり、後白河帝は33回熊野詣で記録があり、木が多いから紀伊の国と呼称し、フィトンチッド(森の殺菌作用)から和歌山は甦り(再生:レクリエーション)の国でもあります。

和歌山県レクリエーション協会





70周年によせて

特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会 神 崹 清 問



私たち京都府レクリエーション協会の創立準備から設立につきましては、 京都府内の行政、企業ならびに教育機関や民間団体の多くの方々の熱意と、 日本レクリエーション協会をはじめ、各都道府県レクリエーション協会の 皆様のご支援によってなされましたことを覚えて、感謝いたします。そし て、これまでの70年間、その時代に応じて、真摯に社会の課題と向き合い、 指導者の養成とレクリエーションの諸活動に努めてまいりました。これら を進めていく中でも、その時宜に応じて、皆様からいただきました多大な るご支援と、指導者をはじめとした会員、府民の皆様によって護り支えら れてきましたことに感謝いたします。

「レクリエーション」は、時代や対象などによって求められることが変 わってきましたが、その基本にあるのは「人」であることは普遍です。そ して、人々が健康で豊かな生き方ができること、そのためにも「平和で共 に生きる社会を創り出すことのできる」人や組織を育むことが、私たちの 願いでもあります。

今日、ICTの進化により、私たちの生活は劇的に変化しました。また、 社会の格差や分断、紛争、さらには地球環境の悪化やコロナ禍などによっ て、私たちの価値観や生活についても変化を余儀なくされています。しか し、私たちの協会には、新しい組織として、また次の時代に歩み始めた組 織として、これまでの知の集積と経験、人や組織の財を生かして、これか らも心から笑い共に喜び合える機会や場所の提供が求められています。

すべての皆様のこれまでの尊いお働きとお支えに感謝いたしますととも に、今後もご支援を賜りますようにお願いいたします。



70周年への想い

副会長 山本 満佐子

20年近く前、年3回1泊2日の養成講習会でレクリエーション・インストラクター資格を取得しました。丹波自然運動公園の旧宿泊棟の和室で受講し、足がしびれて困ったことを思い出します。障害者スポーツ指導員の資格を取得した後、レクリエーションの資格があるとそこに来ていた受講生に誘われたのが、そのきっかけでした。その頃、大学で保育者養成や音楽療法に携わっており、音楽的アプローチを具体化していくには、専門的なスキルのほかに、遊びのスキル、相互コミュニケーションのスキルが求められ、この講習会では、人と人とのつながりの価値を根底にしているレクリエーションの新しい世界を学ぶことができました。そして、資格を取得して以来、今日まで指導委員として関わらせていただきました。

ここ3年、コロナ禍でイベントが開催できなかったにも関わらず、当協会はできうる限りの活動を着々と進めてきました。そして、この70周年を機に新たに"特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会"として生まれ変わり、大きく躍進しようとしています。

これからも、会員の方々と共に活動の場が広がっていくことに気持ちを 新たに期待しつつ、本協会の更なる発展に寄与してまいります。

副会長 長谷川 好子

京都府レクリエーション協会との出会いとなったのは、1999年に奈良県で開催された第53回全国レクリエーション大会です。全国からたくさんの関係者が来られており、京都の方とお話したいと思っていたところ、白いジャケットの紳士の方に、「ちょうど創立50周年の記念パーティーがあるからよかったら参加してください。」と声をかけていただきました。それが当協会の中本健三元会長でした。この出会いがきっかけとなり、協会に関わることになり、早20年が過ぎました。

この間、いろいろな事業に参加させていただき、たくさんの方々と交流ができました。このかけがえのない経験を次世代にも受け継ぎ、レクリエーションの楽しさを体感していただきたいと思っております。今後新しい風も取り入れながら、当協会が皆様とともにさらにに飛躍していくことに胸を膨らませています。



広報委員会では、会報誌「府レクだより」の発行、ホームページでの情報提供、Facebook、Instagram、TwitterなどのSNSを使った情報発信を行っています。広報活動は、単に加盟団体の皆さまへの情報発信だけでなく、京都府レクリエーション協会の存在などを知っていただくためにも重要です。

現在、「府レクだより」は、有資格者、行政、関係団体などに向けて、年4回、合計で4000部を発行しています。「府レクだより」は、府レクと有資格者、加盟団体をつなぎ、府民の方々へ事業成果を発信するという意味で、広報活動の中で最も重要な柱です。紙媒体は手元に長く置いてもらえ、イベントの紹介など比較的長く告知したい事業に適しています。一方、ホームページは手軽に更新できることがメリットです。また、インターネット環境の整備や、スマートフォンの爆発的な増加により、SNSツールを利用する人も多くなり、直接情報を提供し拡散することができる時代になりました。

このように、広報委員会では、時代や媒体の特性に合った広報活動を行っております。今後は、特定非営利活動法人としての本協会の存在を、多くの団体や府民の方々にさらに認知していただくことを課題と考えています。そのため、行政やメディアへ情報を提供するプレスリリースの発行にも注力してまいります。

加盟団体の活動や事業を紹介するためには、広報担当の方々のご協力が欠かせません。通常業務で忙しい中、情報提供をお願いする場合もありますが、ぜひともご協力をお願いします。今後とも、楽しさと喜びを感じられるレクリエーションの活動を府民の方々にもっと知っていただける広報を行うよう努力してまいります。

(ホームページ) http://www.kyoto-rec.net

(Facebook) https://www.facebook.com/kyorec?locale=ja JP

(Twitter) https://twitter.com/kyoto_rec

(Instagram) https://www.instagram.com/kyoto.rec26/







これまでの取り組みとこれから

指導委員長 中村 正俊

レクリエーションとの出会いに、改めて感謝いたします。

私のレクリエーションとの出会いは、地元の子ども会でした。当時 子ども会では、子ども達が登校前に集まって班で話し合い、各班長が 週末に会議を行い、高校生や大人にフォローしてもらいながら行事を 決め、事業を実施してきました。その活動の中でレクリエーションに 出会い、参加者みんなが笑顔になれる楽しい時間を過ごしました。

高校生の時には日本レクリエーション協会の公認2級指導者養成講 習会に参加し、資格を取得しました。卒業後は亀岡市レクリエーショ ン研究会へ入会して本格的にレクリエーション活動に携わりました。

対象者の方々に喜んでいただける活動は自分も楽しく、自然と笑顔 になれる時間です。友人には「いつまでレクやるの?」、「まだ、や ってるの?」と言われますが、訪問した先々で対象者の方々から、「帰 らんといて」、「ありがとうございます」、「またきてなー」などの言 葉をいただき、レクリエーションを続ける励みになってきました。人々 に喜んでいただけることが私の大きな喜びです。私の恩師からは、「他 人(ひと)の喜びの中に自分の喜びがある」、「レクリエーション活動 は、一生の仕事だ」と教わりました。

人を想いやる心、人を大切にすること、ホスピタリティを学び、実 践するレクリエーションは、自然と笑顔が溢れてくる、嬉しく楽しい 時間が共有できるすばらしい活動です。

微力ではありますが、これからも「楽(らく)」ではなく「楽しい」 を追求して、笑顔とふれあいの輪がひろがるように、子ども達の健全 育成とレクリエーション活動の後継者育成に取り組んでいきたいと思 います。





長年にわたり、本協会に関わる様々な審査に携わってまいりました。本協会の審査事業は、新規加盟団体の加盟、レクリエーション有資格者および加盟団体の支援事業費の交付、レクリエーション・インストラクターの新規資格登録および養成事業の講座認定、後援名義依頼の許可、本協会の表彰者の選定、日本レクリエーション協会、行政関係、各種団体への表彰者推薦、加盟団体の退会受理などが主な事業となります。

世界では、1880年ころの遊び場運動に始まり、時代の流れに合わせてレクリエーション運動として、戦後の日本に入ってきました。本協会は、職域・職場のレクリエーションの普及を目的に始まりました。その後は職域だけではなく、市町村・地域や種目別領域に分かれ、今日の活動につながっています。円滑な人間関係を促進する目的で、職場や学校などでレクリエーションが盛んに行われ、レクリエーション指導者が多かったことを記憶しています。

昨今の情報化社会の進展から、円滑な人間関係を求める場面が希薄化しています。今後のレクリエーション活動に求められることは何かを考え、私たちができることを身近なところから取り組んでいく気持ちや姿勢をいつも持つことが大切だと考えます。今一度、レクリエーションの意義を再考し、原点に立ちかえって、次の一歩をともに踏み出しましょう。









これまでの取り組みとこれから

事業委員長 今西 啓員

20年近く事業を担当し、中でも学校が週5日制になった2002年以降文部科学省から委託を受け、府内の小学校で子どもたちの居場所づくりのため、月2回土曜日に地域の高齢者の皆さんと一緒に、ものづくり、音楽、絵などの文化活動やゲーム、ニュースポーツを楽しみながら体力づくりと人間関係づくりに取り組んできました。地域の高齢者の皆さんが、それぞれの得意分野での経験をいかし、子どものころの遊びを再び楽しんだり、本を読んであげたり、宿題をみたり、子どもたちの話に耳を傾け、時には悩みの相談にも乗ってきました。子どもたちは楽しく遊べ、高齢者も楽しみながら健康・生きがいづくりにつながり、相乗効果を得ることができました。

当協会の最大のイベントであるレクリエーション大会は、誰もが気軽に参加・体験できる各種のスポーツ・レクリエーション種目の体験イベントです。数年前、高齢者施設の利用者さま数十名が車いすで参加されました。リズムに乗って手を動かしたり拍手したりするスタッフを見て、しばらくして全員が車いすから立ち上がり、にこにこしながら同じように手を動かして、拍手をされた時(なかには歩き出した人も)、ヘルパーさんをはじめ、会場全員がびっくり、大感激させられました。レクリエーションは、さまざまな活動を通して、楽しいひと時を過ごすことで、その人の心やからだ、生活を活性化させるっかけとなります。また、人間関係を築いたり、コミュニケーションの促進を図るためにも、とても有効な支援です。近年では、日常生活に不可欠なものとして位置づけられるようになってきました。

私も今年で76歳になりますが、身体の続くかぎりレクリエーションに関わり続けていきたいと思います。





正会員(団体)一覧



舞鶴市レクリエーション協会

このたび、創立70周年を迎えられましたこと、心からお祝い申し上げます。また、本年度より特定非営利活動法人として再出発されましたことに対し、舞鶴市レクリエーション協会(舞レク)は、心を新たに会員として支えていきたいと考えております。

さて、舞レクは昭和51年(1976年)に発足し、昭和52年(1977年)には府レクに加盟しました。以来46年の付き合いとなります。府レクには、発足当初より陰に陽にと支援をしていただき、感謝しております。舞レクは、「地域にあそびを届けよう」を合言葉とし、舞鶴市一円にとどまらず丹後地域まで出向いて活動してまいりました。しかし、時代の流れにより現在は、舞鶴市一円が活動の場となっています。対象者は、幼児から高齢者(障がいを持つ児・者も含む)と幅広く、常にレク・スキルが問われる状況にあり、日々自己研鑽を心がけています。現在の活動は、1月に新年凧揚げ大会、5月にこども大会、9月にナイトウォーキング、10月に子どもまつり(ハロウィン)を単独事業として行い、発明クラブ、野外活動等を委託事業として受託しています。他にも、各種団体への支援や福祉施設でのレク支援等を行っています。

これからも「地域にあ そびを届けよう」を心に とどめ、さらに活動を続 けてまいります。





綾部市レクリエーション協会

創立70周年、誠におめでとうございます。

綾部市レクリエーション協会は、平成14年9月に「あやベレクリエーション研究会」として発足し、翌平成15年4月20日の総会において現在の名称に改称されました。当協会は、子ども会行事、高齢者・障害者施設でのレクリエーション支援、「丹の国まつり」、「あやベジャンボリー」等の地域活動を通して、レクリエーションの普及、振興に貢献してきました。

しかし、この3年間は新型コロナウイルスによって、私たちの生活形態は大きく様変わりしました。当協会の活動もまた、イベントへの協力要請が無くなり、定例会をはじめとする会員同士の交流も自粛し、活動が停滞しています。

そんな折、令和4年に創立20周年を迎え、コロナ禍ではありましたが、11月には会員による会員のための「20周年をよろこぶ会」を開催しました。この日に向けて準備部会を設け、楽しい企画や20年間の歩みをまとめたDVDの鑑賞、記念誌の発行、多くのレク材資料集やお土産を用意しました。会員数16名中15名の出席を得ることができ、会自体も大層盛り上がりました。皆で祝えたことを大変喜ばしく思いました。

今後は、コロナ禍で疲弊した人間関係を取り戻すため、 レクリエーションの果たす役割が益々求められると思いま す。社会のニーズを先取りし、地域コミュニティを復活さ せる一翼を担えるよう、会員同士力を合わせてレクリエー ション活動に励みたいと思います。







南丹船井レクリエーション協会

ご創立70周年をお祝い申し上げます。

南丹船井レクリエーション協会は、レクリエーション活動を通じた健康で豊かな地域社会づくりを目的に、平成27年7月に設立しました。会員は現在23名で、事務局を丹波自然運動公園内に置いています。公園主催の年間事業として、「丹波ちびっこまつり」や、親と子の山村体験時のキャンプファイヤー、公園まつりに参画しています。当協会の事業としては、南丹市内の小学校7校と京丹波町内の小学校8校において、夏休みの児童クラブ(学童保育)でレクリエーション活動を実施したり、秋にはウォークラリー大会を開催し、参加者の皆様には自然豊かな丹波の里を満喫していただいております。近年はコロナ禍で実施できていませんが、今後は再開を検討していきたいと思います。

また、会員の資質向上を目的に会員研修会を年2回実施し、一般公募をして地域の皆さんと共に活動を続けていきたく思っていた矢先、これも会員のみの研修会となってしまいました。令和元年には、京都府レクリエーション協会主催のレクリエーション有資格者・加盟団体フォローアップ研修会を当協会が主管し、32名の参加者の皆さんとウォークラリー、障がい者スポーツ、クラフト等を体験し、有意義な時間を過ごすことができました。

今後、京都府内のレクリエーション仲間の皆さんと交流ができ、生涯現役で活動できることを祈念いたします。





かめおか遊友ネットワーク

創立70周年、おめでとうございます。 また、特定非営利活動法人京都府レク リエーション協会設立を心よりお祝い するとともに、関係者各位の活動が京



都府の教育・社会活動の大きな力となっていくものと確信し、今後の飛躍を心から祈念します。

本会の設立当時は、レクリエーション活動の協会設置率が市町村では15%以下でした。そこで、 亀岡市社会教育課担当者に相談し、市の社会教育団体に呼び掛けて設立準備委員会を組織しま した。設立の趣旨は、レクリエーション活動や遊び等を通して、子どもから高齢者までの多く の市民が、「楽しみ・喜び」を共感すること。一人ひとりがいきいきとした生活を享受できる、 学び合いの組織を作ることでした。6ヶ月かけて協議し、2004年5月にかめおか遊友ネットワークを設立しました。加盟団体とともに、本会のメインイベントとなる「第1回かめおかWAKU

WAKUフェスティバル」を開催しました。亀岡市の教育計画にレクリエーションという言葉が加えられた時の喜びは大きいものでした。

本会は、2024年に設立20周年を迎えます。学生と社会人が、ともに教えられたり教えたりという活動を、9団体と10人の個人会員で行ってまいりました。多方面から助成金をいただいたことに、心より感謝申し上げます。これからも皆様のご指導・ご支援をいただきますよう心からお願い申し上げます。





京都市レクリエーション協会

協会創立70周年、おめでとうございます。

京都市レクリエーション協会は、現在19名の会員で活動を 行っています。今までは主に「ウォークラリー」に注力して レベルアップを図ってきました。近年は、外部への事業展開 やイベントのお手伝いだけでなく、会員一人ひとりが楽しん でレクリエーション活動に参加・継続できるように、会員の スキルアップを意識した勉強会も始めています。また、協会 会員の得意分野を生かし、それそれが講師の立場となって勉 強できる機会も作り始めています。







長岡京市レクリエーション協会

創立70周年おめでとうございます。

長岡京市レクリエーション協会は、昭和63年(1988年)に設立いたしました。独自の大きな イベントはあまり企画できませんが、個々の会員が地域の子供達の成長を願い、幼児から大人ま で様々な年代へのレク活動の提供を心がけて活動を続けてきました。近年は主に、地域自治体の 企画協力や、小・中学生ヘレクリエーション活動支援、高校生への生涯スポーツ授業の臨時講師 などを行っています。

現在は、会員の高齢化に伴い、一緒に活動していただける運営スタッフを募集しています。特 に乙訓地区で活動を希望される方は、ぜひ参加をお願いします。



高校生「レクリエーション体験授業」



小学生「レクスポーツを楽しもう」



城陽市レクリエーション協会

創立70周年をお祝い申し上げます。

城陽市レクリエーション協会は、1995年12月1日10名のメンバーで立ち上げられ、28年目を迎えました。その間の諸先輩のご努力で今日まで継続させていただくことができています。

<活動の目的と対象>

目的:①子どもの健全育成に関する活動 ②男女共同参画社会に関する活動 ③地域に貢献できる活動 これら広域な活動を通じて「楽しい」を提案しています。

対象:城陽市を中心に、幼児から高齢の方までを対象に、幅広く取り組んでいます。

活動:2月さんさんフェスタ 3月ニュースポーツフェスティバル 5月遊びの日 7月商店街の夏祭り 9月に遊びの博物館 他にもニュースポーツなどを実施しています。

コロナ禍で様々な取組が実施できずにいましたが、主管するニュースポーツフェスティバルの 開催ができることを信じ、1月から準備を始めています。

レクリエーション活動で共通の目的に向かって共に行動することにより、年齢の違うスタッフ仲間と楽しさを共有する喜びや連帯感を味わうことができています。また、参加者との交流や笑顔に触れることにより、日常では得られない充実感も味わえます。それらを楽しみに、仲間と共に歩み続けていきます。



IDEゆうゆうスポーツクラブ

創立70周年誠におめでとうございます。

井手町は、京都府南部の木津川右岸にある田園豊かな町です。IDEゆうゆうスポーツクラブは、平成11年に総合型地域スポーツクラブとしてこの町に誕生しました。今では、地元で「ゆうゆう」という愛称で、誰もが知っているクラブになりました。スポーツや文化的活動を通し

て、会員の健全な心身を育成し、地域コミュニケーションの形成 に寄与することを目的に活動しています。

バドミントン、バスケットボール、野球をはじめ、ボッチャやモルック等のニュースポーツなどのスポーツ教室、東京の講師とオンラインでつなぐスラックライン教室などを実施しています。今年度はぶんぶんゴマ作りなどの文化教室も行いました。毎年恒例の農業体験(黒豆づくり)には、たくさんの親子に参加いただいています。

今後も「常に斬新なアイデアを持って楽しみながら夢を実現させること」をモットーに持っている。 ともたちの体力・健康の保持増進の交流を図り、すべての住民が愛して、誇れる地域づくりを構築するクラブであり続けるよう努めていきます。







京都府フライングディスク協会

創立70周年、誠におめでとうございます。

地域で楽しむために必要と思い、レクリエーションを学び始めていた平成2年、京都で「全レク」が開催されました。自分が楽しむはずが、種目担当となり、フライングディスクをあまり知らないまま講習会を開催しました。今となっては運命を感じています。「全レク」が無事に終わったのも束の間、平成4年には「ねんりんピック」に取り組みました。同年に府レクの一員として加入いたしました。はじめは試行錯誤で取り組んでいましたが、巡り合えた人々のお陰や経験から、いつの間にか「私の生きがい」となっていました。フライングディスク、レクリエーションとの出会い、導いてくださった方々、いつも力を貸してくださっている方々に心より感謝いたします。

次は、関西を中心に開催される「ワールドマスターズゲームズ」です。フライングディスクは、13種目もあります。子どもたちの好きなドッヂビー、正式種目のアルティメット、でも家族で楽しめる奥の深いディスクゴルフ、まだまだあります。この機会に全種目をご紹介し、みなさまに楽しんでいただけたらと意気込んで取り組んでいます。

一度、体験会などを覗いてみてください。 皆さん、フライングディスクを一緒にやりま しょう!



京都府スポーツチャンバラ協会

創立70周年おめでとうございます。長年の歩みに対し心より敬意を表します。

スポーツチャンバラという、生涯スポーツとして、また総合武道として、老若男女問わず行える「打たれないっこ」のスポーツ・レクリエーションが日本で生まれて50数年がたちます。体を動かすことでストレス発散になり、心も元気に明日への活力が得られることの心地よさを少しでも多くの人に伝えたいと思い、京都府レクリエーション協会が開催する行事には、可能な限り参加させていただいております。

コロナ禍において、大幅に活動を縮小せざるを得ない状況となり、2022年には、京都府内では大学生の選手権大会しか開催できませんでした。今後は、参加者がとことんスポーツチャンバラに親しみ、社会人となってからもスポーツ・レクリエーションに興味を持ってもらえるように、当協会の活動に参画できる道筋づくりをしていきたいと考えています。また、従前のような成人一般や少年少女を含むスポーツチャンバラ京都府大会の開催を当面の目標としています。









京都スカイクロス協会

協会創立70周年をお祝い申し上げます。

スカイクロスは、ここ京都生まれのニュースポーツです。誰でも、何処でも、何時でも、何人でも、簡単な道具でお金が掛からず、しかも楽しい生涯スポーツとして多くの人に楽しんでいただいています。投げる、歩く、拾う、無理のない身体活動でプレーでき、年齢や性別を問わず、小学生から高齢者、車椅子の方まで、誰でもすぐに参加していただけます。

運動場や公園、遊園地、体育館など、どんな場所でも、また何人でもプレーできる個人競技なので、新しい仲間作りや健康づくりに最適です。直径30cm、重さわずか50gの布製リングを投げ、決められたコースを回り、ゴールのコーンに何投で投げ入れられたかを競います。ちょうどゴルフと輪投げをミックスしたような競技です。他の人のリングの上に自分のリングが乗るとペナルティーがつく特有の「ノルナーの規則」があり、スリルに富んで、思わぬハプニングに笑いが絶えません。

現在当協会では、京都市内中心に、11クラブ、会員200名弱が活動しています。ぜひお訪ねください。







京都府ペタンク・ブール連盟

創立70周年、誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。70年という長きにわたり、組織運営に力を注いでこられた歴代の会長・副会長・事務局長・役員、またはそれを支えてこられた多くの方々に敬意を申し上げます。

令和3年より加盟団体として活動をさせていただくことになり、幅広くペタンクを紹介できる機会を得られ大変嬉しく思っております。ペタンクは、本場フランスでは、サッカーに次ぐ人気でポピュラーなスポーツです。残念ながら、日本では知名度は低く、愛好者の多くは高齢者で、子どもから中年層へのPRが不可欠です。

昨年のスポレクEXPOでは、室内で使うニチレクボールでの的当てゲーム、競技用公認球(鉄球)を使用して、的に近づけたり球に当てたりするゲーム、公式ゲームを行い、たくさんの方々に体験していただきました。何度もチャレンジする子どもたち、付き添いの親御さんの上手くいった時の笑顔には、スタッフも嬉しくなりました。少しの体験ですが、ペタンクという名前や競技があることを知ってもらい、興味が湧いて始めるキッカケとなればと思っています。今後も、紹介できる環境や時間によって提供できるものは限られますが、面白かった楽しかったと記憶に残るような企画を考えていきます。







公益財団法人京都YMCA

創立70周年おめでとうございます。

京都YMCAは、日本で5番目の都市YMCAとして1889年に設立されました。以来、地域に根差した市民活動団体、NGOとして青少年の限りない可能性、思いやりに満ちた心の成長を求めるとともに、より良い地域社会の形成を願い、様々な奉仕活動、教育活動を行ってまいりました。

近年では、障がいのある子どもたちのための活動を支えるチャリティプログラムとして、「インターナショナルチャリティーラン」の開催や、広く地域の人々に春や秋の休日を楽しんでいただくために、YMCAリトリートセンターで交流プログラムを開催するなど、レクリエーションプログラムを毎年継続して開催しています。本会が設置した専門学校の健康福祉学科では、課程認定校としてレク・インストラクターの養成にも携わってきました。

新たな取り組みとしては、2015年に舞鶴市に開校した舞鶴YMCA国際福祉専門学校が、舞鶴市への協力事業として、福祉のすそ野を広げる目的で障がい者スポーツのボッチャ競技を取り入れた催しを開催する予定です。

今後も地域に 必要とされる存 在となるべくに合 地域ニーズに合 った取り組みを 進めてまいります。





公益財団法人青少年野外活動総合センター

創立70周年おめでとうございます。

私ども「友愛の丘」も設立してすでに50年を超えました。この仕事を始めて40年ほどになりますが、府レクに関わらせていただいた当初のことを懐かしく思い出します。

この間レクリエーションを取り巻く環境も野外活動も大きく変わりました。私が勤め始めた頃の「友愛の丘」は、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会、少年補導など青少年団体の利用がほとんどでした。野外炊事といえば、必ずカレーライス、夜はキャンプファイヤーがお決まりでした。今は大人も子どもも一緒になったグループや家族の利用がほとんどです。ゲームやソングのキャンプファイヤーも見なくなりました。カレーライスも絶滅危惧種です。メニューは多様になり、バーベキューが主流です。かつては、キャンプといえば子ども中心でしたが、今では年齢を選ばす、秋も冬も選ばずキャンパーの姿を見ます。特に最近はソロキャンパーや小グループのキャンプが盛んです。キャンプファイヤーもたき火台でのたき火がほとんどです。

当法人も「友愛の丘」だけではなく、京都府立 木津川運動公園「城陽五里五里の丘」や井手町野 外活動センター「大正池グリーンパーク」の運営 にも関わるようになり、かつての子どもキャンプ の火を、今も主催事業で灯し続けています。時代 に合わせて、しなやかに変わりながらもいつまで も変わらずに継続することも大切だと思っており ます。これからもレクリエーションの火を共に灯 し続けられることを切に願っております。







公益財団法人京都市ユースサービス協会

創立70周年、心よりお祝い申し上げます。永きにわたり、当協会の青少年の育成、支援にご 理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会は、若者とともに未来を描き、若者が生きやすい社会をつくるため、若者の可能性を信じ、さまざまな活動を通して若者がチャレンジしていく、課題を乗り越えていく、成長していく、若者自身が発信していくことをサポートしています。市内7カ所の青少年活動センターでは、様々な事業を実施しています。その中で、特にスポーツとレクリエーションをテーマに掲げ運営している京都市下京青少年活動センターでは、「しもせい☆チャレンジキッズ」や「まちロゲイニング」といったプログラムで、心身ともに健康な生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーションを通した社会参加や青少年が楽しみながら地域と関わることのできる機会を提供してまいりました。

また、協力事業である「レクリエーション・インストラクター養成講習会」では、レクリエーション支援の意味や考え方、方法、技術について学ぶ機会として、青少年はもとより当協会職員も参加させていただいています。

これからもスポーツ、レクリエーションを通した青少年の育成、支援に取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げるとともに、更なる飛躍を遂げられますことを祈念申し上げます。



京都市体育振興会連合会

創立70周年おめでとうございます。輝かしいご発展を遂げられた皆様の努力に敬意を表しま すとともに、さらなる飛躍を心より期待しております。

さて、私ども京都市体育振興会連合会は、昭和28年に全国に類のない地域の市民生活に根ざしたスポーツボランティア組織として発足し、今年70周年を迎えます。半世紀以上にわたり、スポーツを通じて、住民の健康増進、体力の向上はもとより、市民スポーツの普及・振興に携わらせていただいており、3年ぶりのリアル大会となる「京都マラソン2023」にもボランティアとして参画し、大会の一翼を担わせさせていただきました。

一昨年には、東京2020オリンピック・パラリンピックが、昨年にはFIFAサッカーワールドカップカタール大会が開催され、市民や国民の皆様の間にスポーツへの関心が高まりを見せております。さらに、世界的な生涯スポーツの祭典「ワールドマスターズゲームズ」の2027年5月の開催も決定しており、今後の更なる盛り上がりが期待されます。アフターコロナを見据えながら、スポーツの力で我々も、市民スポーツの振興に取り組んでまいります。

結びに、皆様方のご健勝と更なるご発展を祈念いたします。









公益財団法人城陽市民余暇活動センター

創立70周年誠におめでとうございます。

当公益財団法人は、余暇活動を通じて活力ある地域社会の創造を図り、市民福祉の向上に資することを目的としており、城陽市内の公共施設を安全かつ快適に運営する指定管理者です。

小学生を対象にしたラグビースクールには、運動が苦手な子や特にスポーツをしていない子どもたちが多く参加しており、練習後には"面白かった"と言う声が聞かれます。スクールには保護者も混じり、教えてるつもりがいつしか子どもに教えられたり、体力不足で悔しい思いをしている場面を見て、親子共々の良い運動機会となっていることを感じます。

大人対象の教室では、30分から1時間30分程の時間で、スポーツや体操、ゲームを楽しんでいただいております。終わられた後はスッキリとした良い顔になって帰られるのを見て、みなさまの心とからだの元気の源になっていると実感しています。

最近は、利用者の方々のケガを心配しています。特に高齢者の方は回復に時間がかかり、その

間の活動意欲の低下が懸念 されますが、当法人では、 復帰までの意欲の継続に配 慮することを心がけて取り 組んでおります。

これからも社会状況に合わせてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。





特定非営利活動法人サニースポーツクラブ京都

貴協会の創立70周年をお祝い申し上げます。

特定非営利活動法人サニースポーツクラブ京都は、地域住民の健康増進・疾病予防等を志向する子どもから高齢者までの男女問わない幅広い層に対し、球技(サッカー)や健康体操を中心としたスポーツの普及に関する事業等と福祉に関する事業を行い、健康意識の向上やスポーツの振興および、子どもの健全育成に寄与することを目的として、2019年2月13日に発足いたしました。

コロナ禍で活動自粛期間もありましたが、現在では徐々に会員数も増え、活発に活動を行うことができるようになってきました。今後はさらに皆様の健康維持増進と少年少女の健全育成を図るべく、活動を行ってまいります。





チームKUSABI

創立70周年おめでとうございます。

当クラブは、スポーツ活動の中でも、社会貢献の要素を含んだ活動を多く行っています。その 1つが、防犯(パトロール)とランニングを掛け合わせた「パトラン」で、町の安全、地域のつながり、自身の健康と一石三鳥の効果があります。自身のためだけに行っていた運動を、地域や誰かのために行うことは、活動の継続性やモチベーションの向上につながっています。

昨年度からは、地域の福祉施設や商店を応援しながら走る「エールラン」や「サンタパトラン」、走った軌跡で絵を描く「GPSアートラン」のような、走る+αの活動に取り組み、地域での認知度アップを図っています。

本年度は、プールでの障がい者との水中運動など、障がい者と共に活動できるような運動プログラムを増やして、様々な方と一緒に運動できるよう考えていきたいと思っています。また、総合型地域スポーツクラブの創設、NPO法人化を計画、準備しており、クラブにとって大事な1年になります。今後ともご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。







福祉レクリエーション・ネットワーク京都

創立70周年おめでとうございます。

当クラブの代表を交代して間もなく、コロナ禍になりました。それでも前代表に教わったこと を活かしながら、それぞれの活動現場で各会員は能力を発揮しています。自分たちのスキルを上 げる勉強会も開催したいと思っていますが、今はまだ活動を自粛しています。

私たちは、生涯現役、健康で寿命を全うできることが理想だと考えています。そのためにも、 指先を使う折り紙や脳トレ、体操を通じて"こころ"も"からだ"も健康でいられるお手伝いをして いきたいと思っています。

今後は、少しずつ活動を再開していきたいと思っています。 貴協会の益々のご発展をお祈り申し上げます。





70年のあゆみ 🚾

昭和26年4月 第7代会長となる中本健三氏らが京都府職域レクリエーション協会を発足 初代会長として、竹上藤次郎氏が就任

昭和38年4月 京都府レクリエーション協会に改称、会長に山田忠男氏が就任

京都府教育委員会内に事務局を置き、指導者養成を中心に活動

昭和60年4月 第6代会長として千宗室 (現・千玄室)氏を迎え、茶道裏千家センター内に事

務局を移転、経済的援助を受ける

平成2年9月 「第44回全国レクリエーション京都大会 兼 第2回全国レクリエーション研究

大会」開催、レクリエーション公認指導者の活動が盛り上がりを見せる

平成5年10月 「第6回全国健康福祉祭・ねんりんピック京都大会」開催

平成6年4月 京都YMCA青少年センター内に事務局を移転し、事務局体制の強化を図る

千宗室氏からの援助を「事務局基盤整備基金」とする

平成8年4月 京都府スポーツセンターの開館に伴い、事務局を現在地に移転

平成13年9月 創立50周年記念式典を開催

平成15年4月 会長に桝岡義明氏が就任、規約や諸規定を整備する等の組織強化を行う

平成16年2月 「第1回レクリエーション大会in京都」開催

一般府民に向けてレクリエーション活動の普及に注力

平成16年4月 文部科学省委託事業「あそびの城」実施(京都府内3か所)

子どもの居場所づくりに貢献

平成17年4月 文部科学省委託事業「あそびの城」実施(京都府内4か所)

平成19年4月 会長に神﨑清一氏が就任、組織の拡充に取り組む

平成19年10月 「京都府民総合体育大会オープニングフェスティバル」参画

平成20年2月 京都医健専門学校共催「介護予防セミナー」開催

課程認定校との連携を図る

平成21年1月 「レクリエーション公認指導者のためのレベルアップセミナー」開催

レクリエーション公認指導者への支援に力を注ぐ

平成21年10月 連続講座「あそびの達人になろう」を実施、人気講座となる

平成21年11月 文部科学省委託事業「おやこ元気アップ!事業」実施

平成22年11月 「第8回レクリエーション大会in京都」を京都府との共催事業として開催

平成23年11月 「第26回国民文化祭・京都2011」参画、「府民親子ふれあいフェスタ」開催

京都市教育功労賞受賞

平成24年2月 創立60周年記念式典開催

平成24年4月 公益財団法人大阪府レクリエーション協会、特定非営利活動法人奈良県レク

リエーション協会との共催事業「歩育:幻の大仏鉄道遺構巡り」開催

平成24年10月 文部科学省委託事業「ニューエルダー元気塾」実施

高齢者の健康づくりに注力

平成25年4月 公益財団法人大阪府レクリエーション協会、特定非営利活動法人奈良県レク リエーション協会、滋賀県レクリエーション協会との共催事業「歩育:いの

ちの水をめぐる琵琶湖疎水ウォーク」開催

平成25年5月 公益財団法人ライフスポーツ財団、公益財団法人京都市都市緑化協会との共

催「ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク」開催(主管:京都府フライングデ

ィスク協会)

平成25年7月 「第1回課程認定校交流大会」を開催、学生同士の交流を図る

公益財団法人日本レクリエーション協会主催の子どもゆめ基金助成事業「子 平成26年3月

どもの居場所を支える指導員ボランティア向けスキルアップ研修会」主管

平成26年5月 公益財団法人京都府公園公社共催事業「レクリエーション・フェスタ」開催

女子プロ野球リーグ共催事業「こどものひろば」開催

関係団体との連携強化に努める

平成27年5月 「府レクだより」の発行にスポーツ振興くじ助成金を活用し、広報の強化を

図る

「有資格者加盟団体連絡協議会」開催、公認指導者や加盟団体の交流を図る 平成27年11月

総合型地域スポーツクラブ紫明倶楽部「ニュースポーツ教室」担当 平成29年4月

平成30年4月 会長に草川健治氏が就任し、法人化を目指す

平成31年8月 「教員免許状更新講習」開催

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、緊急事態宣言が発令 令和2年4月

すべてのレクリエーション活動の中止を余儀なくされる

3年間活動が制限されるが、その後順次再開

令和3年4月 創立70周年を迎える

公益財団法人京都府公園公社主催「クラスづくりプラン」ニュースポーツ指 令和3年5月

導担当、中高生を対象にニュースポーツ指導を行う

令和4年6月 特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会設立総会開催

令和4年9月 特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会設立

歴代会長

会員数

初 代 竹上藤次郎 正会員(個人) 9名 指導者会員 第2代 坂部 一郎 正会員(団体)20団体 レクリエーション・インストラクター 516名 第3代 山田 忠男 地域団体 8 団体 スポーツ・レクリエーション指導者 第4代 内藤 健治 種目団体 4 団体 レクリエーション・コーディネーター 第5代 大槻寅之助 領域団体 8 団体 福祉レクリエーション・ワーカー 第6代 千 宗室 余暇開発士

> レクリエーション・サポーター 延べ67名 チャレンジ・ザ・ゲーム普及審判員 26名

> > (令和5年5月現在)

延べ621名

17名

50名

36名

2名

第10代 草川 健治

第7代 中本 健三

第8代 桝岡 義明

第9代 神﨑 清一

課程認定校

大学、短期大学、専門学校において、定められたカリキュラムと担当教員 によって、公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導者の養成を行う 課程を認定された学校が「公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導 者養成課程認定校」(略称:課程認定校)です。

各学校(学科)の特色に応じて授業内容を選択することができ、卒業後に 役立つレクリエーションの知識や技術を授業の一環として学んでいます。

当協会では、平成25年より毎年「課程認定校交流大会」を実施し、学生間 の交流を深めるとともに、レクリエーション活動の意義を理解する機会を設 けています。現在は6校の課程認定校があり、毎年多くのレクリエーション 支援者が誕生しています。

佛教大学 龍谷大学

京都文教短期大学 京都福祉専門学校 京都先端科学大学 京都医健専門学校

<課程認定校交流大会>

第1回(平成25年7月)キャンパスプラザ京都 レクリエーションゲーム







第2回(平成26年12月) 龍谷大学 スポーツテンカ







第3回(平成27年7月)聖母女学院短期大学 アルティメット







第4回(平成28年7月)嵐山 ウォークラリー







第5回(平成29年9月)佛教大学 レクリエーションゲーム(中止) 第6回(平成30年7月)京都学園大学 フォトロゲイニング







第7回(平成31年6月)京都先端科学大学 フォトロゲイニング







※ 令和2年、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 第8回(令和4年5月)梅小路公園 スタンプラリー







第9回(令和5年5月)伏見港公園 ニュースポーツ











京都府レクリエーション協会表彰 受賞者 · 団体

(順不同・敬称略)

○第1回(平成7年)

特別功労賞 大槻寅之助 中本 健三 津山カツコ

功 労 賞 青木 善男 石黒 清久 川瀬 恵子 澤田 正一

藤原 晴一 山本登志昭

優良団体賞 日東精工㈱日東レクリーダー会 舞鶴市レクリエーション協会

○第2回(平成8年)

功 労 賞 大谷 勇 黒田清太郎 桜井 義昭

優良団体賞 京都市体育振興会連合会

- ○第3回(平成9年) 功 労 賞 北川 龍彦 野間 暉生
- ○第4回(平成10年) 功 労 賞 中宅 正啓 中村 安良
- ○第5回(平成11年) 特別功労賞 小谷 隆一 内藤 健雄 功 労 賞 小倉美津子 野口 寿長 優良団体賞 宇治市レクリエーションサークル ○第14回(平成22年)
- ○第6回(平成12年) 功 労 賞 小田ハツエ 野畑 義次
- ○第7回(平成15年) 功 労 賞 脇坂 一雄 角倉 泰弘 優良団体賞 レクリエーション火曜研究会 京都府フライングディスク協会
- ○第8回(平成16年) 功 労 賞 石田松太郎 優良団体賞 京都市レクリエーション研究会 ○第17回(平成25年)
- ○第9回(平成17年) 特別功労賞 達脇 覚 功 労 賞 石本 茂男 堀川 浩一 功 労 賞 浦畑眞一郎 鹿田恵美子 藪田 文夫

○第10回(平成18年)

功 労 賞 栗山 靖巳 角 規一 足立 長逸 西村 清則 小川喜代和 清水津利江

優良団体賞 丹後レクリエーション協会 ユニチカ株式会社 京都YMCA

- ○第11回(平成19年)
 - 功 労 賞 古橋 進 木元 健蔵 吉田 英男 杉本 ナツ 優良団体賞 城陽市レクリエーション協会
- ○第12回(平成20年) 功 労 賞 桃井 種夫 奥西 康人 宮林香代子 優良団体賞 京都サイクリング協会
- ○第13回(平成21年) 功 労 賞 坪倉 正明 野田美恵子 優良団体賞 特定非営利活動法人日本エコロ ベース普及協会
 - 功 労 賞 浜岡 永一 山下 福美 優良団体賞 福祉レクリエーション・ネット ワーク京都
 - ○第15回(平成23年)候補者なし
- ○第16回(平成24年) 功 労 賞 井原 秀隆 今西 啓員 優良団体賞 公益社団法人日本 3 B体操協会 京都府支部
 - 功 労 賞 池田 晴美 角田 久夫
- ○第18回(平成26年) 髙林 榮子 林田 順一 優良団体賞 長岡京市レクリエーション協会 優良団体賞 公益財団法人城陽市民余暇活動 センター

○第19回(平成27年)

功 労 賞 熊谷 記江 立道 巳明 西出 宏生

○第20回(平成28年)

功 労 賞 井関 悟 飯田 敏弘斎藤喜代美 田中千寿子田村喜代一 辻 忠引野 留子 船越 源一松原 洋子 丸尾とみ子山本満佐子

○第21回(平成29年)

功 労 賞 石津 君子 伊集院 譽 田中 実

○第22回(平成30年)

 功 労 賞 相川 義介 池垣真美子 浦田 寛 高野 修一 橋本 幸栄 平井 絹子 森岡 良美

○第23回(平成31年)

特別功労賞 澤田 正一 功 労 賞 東 伃枝子 井手八重子 田中美奈子 西尾朱實子 山本 一男

○第24回(令和2年)

功 労 賞 栢分 千晶 西村 元宏 服部 晃佳 日紫喜俊暁

○第25回(令和3年)

功 労 賞 金見 裕子 田中 保美 米津由実子

○第26回(令和4年)

特別功労賞 江見 君子 杉本 雅子 功 労 賞 清水 敏継 松谷真千子 山本 正夫 吉中 康子 優良団体賞 かめおか遊友ネットワーク

○第27回(令和5年)功 労 賞 杉山 弘明

京都府レクリエーション協会 特別表彰

<感謝状> 平成13年

(敬称略)

千 宗室

京都府レクリエーション協会名誉会長

全国レクリエーション研究大会京都大会および全国健康福祉祭ねんりんピック京都大 会の成功に寄与した。多額の寄付や事務局の設置など協会組織の発展に尽力した。

財団法人京都SKYセンター

永年にわたり全国健康福祉祭ねんりんピックやSKYふれあいフェスティバルの開催を通じ、本協会組織運営やレクリエーション活動の推進に協力した。

<感謝状> 平成24年

桝岡 義明

京都府レクリエーション協会元会長 行政や各種関係機関との連携強化に尽力した。規約や諸規定の整備を行い、 組織の強化を図った。

写真でふりかえる

「レクリエーション大会in京都」



平成18年長岡京市西山公園体育館



平成20年亀岡運動公園体育館



平成21年城陽市民体育館



平成22年京都府立大学



平成23年京都府立大学



平成24年京都府立大学



平成25年京都府立大学



平成26年京都府立大学



平成27年京都府立大学



平成28年京都府立大学



平成29年京都府立大学



平成30年京都府立大学



令和4年伏見港公園



令和4年伏見港公園



令和4年伏見港公園

「レクリエーション・フェスタ」「ねんりんピック予選会」



平成26年 春



平成26年 秋



平成27年 春



平成27年 秋



平成28年 春



平成28年 秋



平成29年 春



平成31年 春



令和4年 春



平成29年、令和4年 パークゴルフ 須知公園





令和4年 ウォークラリー 梅小路公園周辺



「レクリエーション・インストラクター養成講習会」「生涯スポーツ指導者研修会」



平成25年



平成26年



平成27年



平成29年



平成31年



令和2年



令和3年



令和4年





平成20年ユニカール



平成21年シャフルボード



平成22年ディスコン



平成23年チャレンジ・ザ・ゲーム



平成24年スカイクロス



平成27年ウォークラリー

「健康体操教室」「福祉セミナー」「レベルアップセミナー」



平成18年「車椅子ダンス」



平成19年「貯筋してますか?」



平成19年「絵手紙を書こう」



平成20年「音楽レクリエーション」



平成21年「エコクラフト」



平成24年「ウクレレに挑戦!」



平成25年「マンカラ教室」



平成25年「折り紙教室」



平成26年「健康チェック」



平成27年「アロマテラピー」



平成28年「健康チェック」



平成29年「健康体操教室」



平成31年「有資格者フォローアップ」



令和3年「健康体操教室」



令和4年「健康体操教室」

その他事業いろいろ



















「子どもの居場所を支える指導員ボランティア向けスキルアップ研修会」













チャレンジWAKUWAKU スポーツフェスタ」

「スポーツリエゾン京都イベント」

その他事業いろいろ







「ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク」

























































定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会という。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を京都市南区東九条下殿田町70京都府スポーツセンター内に置く。
- 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、府民の豊かで活力に満ちた文化生活に資するレクリエーション諸活動の振興を図ることを目的と

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。 第5条
- (1) 特定非営利活動に係る事業
- ① レクリエーションの総合的な普及振興
- ② レクリエーション関係団体の組織育成及び発展のための支援と連絡調整
- ③ レクリエーションに関する指導者の養成及び活動支援
- ④ レクリエーションに関する調査及び研究
- ⑤ レクリエーションに関する広報及び啓発
- ⑥ レクリエーション用具・書籍等の普及促進事業
- ⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という)上の社員と
- (1)正会員この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 指導者会員 公益財団法人日本レクリエーション協会京都府所属公認指導者 (3) 賛助会 員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人

- (入会) 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。ただし、 指導者会員はその限りではない
- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなけれ
- ばならない。
- 4 指導者会員は、 公益財団法人日本レクリエーション協会への京都府所属指導者登録をもって入会するものとする。 (入会金及び会費)
- 第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 指導者会員及び賛助会員に入会金及び会費は求めない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、 または正会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場 合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。
- 第4章 役員及び職員等

(種別及び定款)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10 人以上 25 人以下 (2) 監事 1~2 人
- 2 理事のうち、1人を会長、若干名を副会長とする。また、専務理事1人を置くことができる。 (選任等)
- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 会長、副会長、専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該 役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 会長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の議決に基づき通常の業務を掌理する
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する 重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集するこ
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求す ること
- (任期等)
- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任 期を伸長する。
- 3補欠のため、 又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了においても。後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 (欠員補充)
- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 (解任)
- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場 合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員に対しては、報酬を支給しない。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
- (名誉役員)
- 第20条 この法人に、法上の役員以外に名誉役員として名誉会長及び相談役、参与、顧問を置くことができる。 2 名誉会長及び相談役、参与、顧問は会長が委嘱する。 第20条

(職員)

- 第21条 この法人に、事務局長、事務局次長、その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、会長が任免する。
- る 職員は、気気が位先する。 3 職員は、常勤またはそれに準ずる場合、理事会の議決により有給とすることができる。 4 事務局長、事務局次長は、理事をもって充てることができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、職員に関する事項は、理事会の承認を得て別にこれを定める。

(専門委員会等)

- この法人に業務遂行上必要があるときは、専門委員会等必要な機関を置くことができる。 第22条
- 2 専門委員会に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 第5章

(種別)

- 第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
 - (構成)
- 第24条 総会は、正会員をもって構成する。 (権能)
- 第25条 総会は、以下の事項について決議する。
- (1) 定款の変更
- (2)解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5)役員の選任及び解任、職務、報酬
- (6) 会員の除名
- (7) 入会金及び会費の額
- (8)資産の管理の方法 (9)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)
- その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項
- (開催)
- 第26条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (招集)
- 第27条 総会は、
- 第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集し なければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 会日の10日前までに通知しなければならない。
- (議長)
- 第28条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
 - (定足数)
- 第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。 (表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、前条第2項、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会 に出席したものとみなす。 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

- 第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2)正会員の総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その 数を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案した者の氏名又は名称
- (3)総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2)総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 専門委員会等の組織及び運営に関する事項
- (6) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があった とき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくと も会日の10日前までに通知しなければならない。 (議長)
- 第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決等)

- 第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をも
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。 第45条 (暫定予算)

第46条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用の発生に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることが できる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとす るときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、か つ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。 第53条

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条 第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において選任された者に譲渡するものとする。

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、 第55条 所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

草川 健治 副会長 井関 悟 副会長 長谷川好子 副会長 山本満佐子 理 事 今西 啓員 佳久 栗山 靖巳 理 事 中井 珊 事 浦田 寬 理 事 柏木 理事 金見 裕子 理 事 聖 事 日野 貴之事 梅原 幸子 事 正俊 理 事 晃佳 理 理 事 藤原香代子 理 事 基子 理 中村 服部 八木 宏行 連 事 山口 孝治 監 監 事 坪倉 正明

- 3この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年6月30日までとする。 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から設立総会の定める日ま 4 でとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員 個人 入会金1,000円 会費3,000円団体 入会金10,000円 会費20,000円
- (2) 指導者会員 徴収しないものとする。
- (3) 賛助会員 徴収しないものとする
- この法人の前身団体である京都府レクリエーション協会加盟団体が、この法人の正会員としての入会を希望す ただし、 る場合は、入会金を求めない。



あとがき

70年間、京都において先輩方が築いてこられたレクリエーション活動の偉大な業績に感動を覚えます。

記念誌発行に際し、公益財団法人日本レクリエーション協会、京都府知事、京都府教育委員会教育長の皆様より祝辞をいただきましたこと、近畿のレクリエーション協会の皆様から「近畿はひとつ」をテーマに寄稿をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。団体会員の皆様からは、これまでの活動状況やコロナ禍にあって制限されてきた今、再開を強い絆で固めようとされている姿に熱いものを感じています。課程認定校におかれましても、レクリエーションの和が強く結ばれていることでしょう。これからのレクリエーション活動での活躍が楽しみです。また、当協会に永年、御支援と御協力をいただいてまいりました多くの方々にも心より感謝申し上げます。

特定非営利活動法人の設立を機に、レクリエーション愛好家の絆がさらに強く結ばれると同時に、レクリエーションの域を超え、新たな世界にレクリエーションの精神を広げられるよう、ともに活動してまいりたいと考えます。

すべての人の心にレクリエーションの灯がともり続けることを願っております。

実行委員長

特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会創立70周年記念誌

発行日 令和5年6月

編 者 創立70周年記念事業実行委員会

実行委員長 服部 晃佳

実行委員 中井 聖

実行委員 米津由実子

事務局 藤原香代子

事務局 城野 瑞穂

発行者 特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会



特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会

〒601-8047京都市南区東九条下殿田町70京都府スポーツセンター内

2 075-634-7584 in

info@kyoto-rec.net

(平日火~金曜日10:00~17:00)

HP http://www.kyoto-rec.net
Twitter https://twitter.com/kyoto_rec
Instagram https://www.instagram.com/kyoto.rec26/